

国 地 契 第 4 8 号
平成23年10月24日

各地方整備局長 殿

国土交通事務次官

「工事請負契約書の制定について」等の一部改正について

平成23年7月に刑法（明治40年法律第45号）が改正されたこと等を受けて、今般、「工事請負契約書の制定について」（平成7年6月30日付け建設省厚契発第25号）等を下記のとおり改正したので、遺漏なきよう措置されたい。

記

1. 「工事請負契約書の制定について」（平成7年6月30日付け建設省厚契発第25号）の一部改正
別冊工事請負契約書第45条の2(A)第1項及び第45条の2(B)第1項中「第8条第1項第1号」を「第8条第1号」に、「第96条の3」を「第96条の6」に改める。
2. 「土木設計業務等委託契約書の制定について」（平成7年6月30日付け建設省厚契発第26号）の一部改正
別冊土木設計業務等委託契約書第41条の2第1項第4号中「第96条の3」を「第96条の6」に改める。
3. 「建築設計業務委託契約書の制定について」（平成10年10月1日付け建設省厚契発第37号）の一部改正
別冊建築設計業務委託契約書第41条の2第1項第4号中「第96条の3」を「第96条の6」に改める。
4. 「建築工事監理業務委託契約書の制定について」（平成13年2月15日付け国官地第3-2号）の一部改正
別冊建築工事監理業務委託契約書第31条の2第1項第4号中「第96条の3」を「第96条の6」に改める。